

傍 聴 要 領

埼玉県環境審議会温泉部会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、令和5年2月1日（水）午後1時30分～午後1時45分の間に、会場にお越してください。先着順に傍聴整理券を交付し、定員になり次第、締め切ります。
傍聴整理券の交付を受けた方は、令和5年2月1日（水）午後1時45分までに、傍聴整理券を持参し、事務局の確認を得た上で会議室の前でお待ちください。
- (2) 会議開始後に、事務局の指示に従って、会議室に入室していただきます。なお、出席委員の3分の2以上の議決により非公開となった場合、入室ができませんので予め御了承ください。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者が会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退出していただく場合があります。